

令和 7 年 9 月 1 0 日

指定旧供給地点小売供給約款以外の供給条件の認可について

近畿経済産業局長から意見を求められた下記対象事業者の指定旧供給地点小売供給約款以外の供給条件の認可について、「電気事業法等の一部を改正する等の法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」に照らして審査を行いました。

審査の結果、別紙のとおり近畿経済産業局長に意見を回答しました。

記

(対象事業者)

京都府漁業協同組合	法人番号: 5 1 3 0 0 0 5 0 1 2 0 3 1
丸亀瓦斯株式会社	法人番号: 1 1 3 0 0 0 1 0 3 5 8 1 6
株式会社トーヨー	法人番号: 8 1 2 0 0 0 1 1 5 6 2 8 4
株式会社キョウプロ	法人番号: 2 1 3 0 0 0 1 0 1 0 3 8 8
株式会社仙賀	法人番号: 4 1 3 0 0 0 1 0 3 5 6 4 8
京都中央農業協同組合	法人番号: 1 1 3 0 0 0 5 0 0 6 3 2 6
高橋商事株式会社	法人番号: 2 1 3 0 0 0 1 0 3 6 7 8 8
山川株式会社	法人番号: 2 1 3 0 0 0 1 0 1 9 1 3 2
日米ユナイテッド株式会社	法人番号: 3 1 2 0 0 0 1 0 4 9 0 2 2
株式会社サイサン	法人番号: 9 0 3 0 0 0 1 0 0 3 5 4 4
上原成商事株式会社	法人番号: 4 1 3 0 0 0 1 0 1 9 9 5 6
伊丹産業株式会社	法人番号: 5 1 4 0 0 0 1 0 7 7 9 9 3
株式会社エネアーク関西	法人番号: 5 1 2 0 0 0 1 1 1 8 7 3 3

(別 紙)

公 印 省 略
20250905近畿第16号
令和7年9月9日

近畿経済産業局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

指定旧供給地点小売供給約款以外の供給条件の認可について（回答）

令和7年9月5日付け20250902近畿第34号により貴職から当委員会に意見を求められた指定旧供給地点小売供給約款以外の供給条件の認可については、認可することに異存はありません。